

改正派遣法に基づくマージン率の公開

2020年6月21日
アディッシュ株式会社
(派 13-306481)

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

1. 対象期間 : 2019 年 1 月 1 日~2019 年 12 月 31 日

2. 労働者派遣実績等

①派遣労働者数	27 人
②派遣先事業所数	3社
③1 日(8 時間あたり)の労働者派遣料金の平均額	18,686 円
④1 日(8 時間あたり)の派遣労働者の平均賃金	10,520 円
⑤マージン率	43.70%

※マージンに含まれる費用

- ・社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の会社負担分)
- ・交通費(派遣労働者支給分)
- ・教育訓練費・福利厚生費
- ・有給休暇負担費(年次有給休暇取得時にかかる賃金※派遣先への請求はできません)
- ・販売管理費(健康診断費用、人材募集費用、就業管理費用、営業費用など)
- ・営業利益(上記費用を差し引いた利益)

3. 派遣労働者の待遇決定方式

- ・待遇決定方式: 労使協定方式
- ・派遣労働者の範囲: 弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の終期: 2021 年 3 月 31 日

4. 教育訓練に関する事項(eラーニングを中心に、教育訓練を実施しています)

- ・個人情報保護に関する集合研修(1回/年)
- ・情報セキュリティに関する集合研修(1回/年)
- ・ストレスマネジメント研修(1回/年)
- ・スキルアップ研修(4回/年)
- ・個別レビュー・フィードバック(12回/年)

5. 福利厚生などの制度

- ・福利厚生等 : 社会保険、有給休暇、育児・介護休業、看護休暇、定期健康診断、インフルエンザ予防接種
 - ・各種サポート : キャリアカウンセリング、資格取得支援、学習補助制度
- ※キャリアカウンセリング相談窓口は人事総務部 03-5759-0334



つながりを常によろこびに
Delight in Every Connection